

まとめ、国会または関係行政庁 り、地方自治法第99条に定めら に意見として提出するものであ 復活を求める意見書 さいかち窪湧水池 平

を強化し、地下水位上昇を図る 対し、小平霊園の敷地内各所に 雨水浸透施設をつくり雨水浸透 よって本市議会は、東京都に

力を尽くすべきです。

和条項を生かして、平和的解決

今こそ日本政府は、憲法の平

の国際的世論を広げることに全

小平霊園には、約9千本の高 約7千株の低木があり、さ

について、議会としての意思を 団体の公共の利益に関すること れています。 意見書とは、市など地方公共

ではかれています。 の池とも言われていますが、今

る雨水を利用して復活させ、自 清流を復活させることができた ら、どんなにすばらしいでしょ ものにし、あわせて最上流部が 枯渇した黒目川に水を供給して 然環境をさらに豊かに魅力ある この湧水池を、広い園内に降

団は、イラク国内において査察

を継続中であり、

今後も査察の

いて、公共工事の入札及び契約 早急な整備が必要です。 賃金の底支えとなる制度の確立 項に関する条約の趣旨を生かし、 による、公契約における労働条 ためには、国際労働機関の決議 える賃金や労働条件を確保する と、公共工事におけるルールの よって、本市議会は、国にお

> は国連決議を遵守すべきです。 継続は必要です。また、イラク

の適正化の促進に関する法律に まえた、実効ある施策を早急に 対する附帯決議事項の趣旨を踏 閣総理大臣、総務大臣、厚生労 推進されることを要望します。 衆議院議長、参議院議長、 会に対して、国連憲章に基づく よって本市議会は、政府と国

平和的解決を促進するよう強く 閣総理大臣、 衆議院議長、参議院議長、 外務大臣あて

3月定例会では、議員提出議案の 可決により、3件の意見書を関係機 関へ送付しました。

地が織りなして、豊かな緑の環 がありません。 アクセントとなる池などの水辺 ※観察等の場として大変貴重で ただ、惜しいことに景観の

賃金等の確

保

す

る 意 見 公共事業におけ

度出現する幻の池、 池は、大雨の後、四、五年に一 の水源湧水池でした。この湧水 つて北に向かって流れる黒目川 ある雑木林の中のくぼ地は、か 方、この園内中央北寄りに さいかち窪

投資の落ち込み、ダンピング受

通大臣あて

の低下や、労働環境への悪影響 どにより、労働者にとって賃金 います。 注競争のほか、公正な元請・下 請取引に係る書面契約の無視な など、厳しい生活状況が続いて

公共工事の現場で、生活を支 求 和 め 国連大量破壊兵器查察 的 る

ラ ク 問 決 見 題 を 0

ことにより、湧水池復活を促す よう要望します。 東京都知事あて

敷地全体に広がる芝生、草



働大臣、農林水産大臣、 国土交

今後の市議会の日程(予定)

開会時刻は原則として午前9時、場所は市役所7階

5月23日(金)

果、すべて継続審査としました。また、新たに受理した陳情2件に

全議員及び執行機関に陳情書の写しを配付しました。

陳情については、継続審査分の陳情9件を審議しました。その結

懶に掲載してあります。

仕期満了(4月30日)をもって審議未了、 廃案となります

なお、結論が出ず継続審査となった請願、陳情については、

また、採択した請願はすべて意見書の提出を伴うもので、

げを承認、7件を継続審査としました。

件とあわせて審議しました。その結果3件を採択し、2件の取り下

3月定例会では、請願5件を新たに受理し、継続審査分の請願7

陳

5月臨時会(改選後の初議会) 5月27日(火) 請願・陳情締め切り(午前中)

6月10日(火)

6月定例会本会議(初日) 6月定例会本会議(一般質問)

6月11日(水) 6月12日(木)

6月定例会本会議(一般質問)

6月13日(金)

6月定例会本会議(一般質問)

6月16日(月)

請願・陳情締め切り(午前中)

6月17日(火)

総務委員会

6月18日(水)

生活文教委員会

6月19日(木)

厚生委員会

6月20日(金)

建設委員会

6月26日(木)

特別委員会

6月27日(金)

特別委員会

6月30日(月)

042

(346) 9566

小平市議会事務局 **藏会報編集委員会**

FAO 42 (346) 9567

6月定例会本会議(最終日)

議会が変わりました

昨年12月定例会で可決された、「市議会委員会条例」及び「市議会会議規則」の改正 により、平成15年4月1日から次のように取り扱いが変更になりました。

委員会の傍聴が、原則として自由公開になりました!

これまで委員会は、「制限公開」として、「委員長の許可を得た者が傍聴することがで きる」とされていましたが、<mark>本会議と同様の公開制</mark>となり、議会事務局で傍聴の手続きを するだけで、自由に傍聴していただけるようになりました。 どうぞお気軽に、傍聴にお越しください。

請願(陳情)は、請願者(陳情者)の署名があれば印鑑が 不要になりました!

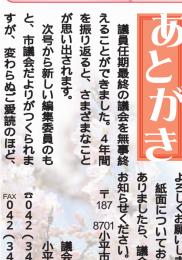
これまで請願(陳情)の提出には、請願者(陳情者)の 「記名押印」が必要でしたが、請願者(陳情者)の署名 (自筆による)があれば、押印は不要になりました。

請願(陳情)の趣旨に賛同する方の署名を集める場合も これまでは署名者の押印(拇印も可)が必要でしたが、 自筆による名前があれば、押印は不要となりました。

したがって、自筆によらないものは従来どおり押印(拇 印も可)が必要になりますので、ご注意ください。

請願(陳情)書の詳しい書き方は下記をご覧ください。



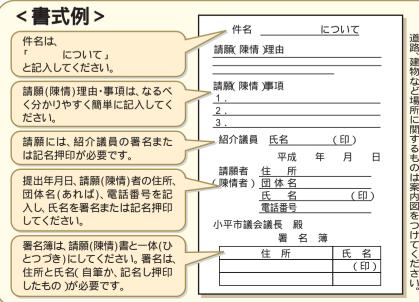


870小平市小川町二丁目

13333番地

よろしくお願いします。 ありましたら、議会事務局まで、 紙面についてお気づきの点が

件名は、 について」 ださい。



の配付のみとなります。す。小平市議会では、原介があるものを請願、な制度として、請願と陳情 定) ます。 【 受 付 】 、本ページ左側の「今後の市議会の日程定例会ごとの受け付けの締め切りにつす。郵送での受け付けはしません。市役所7階の議会事務局で受け付けし 、原則として陳情は文書表、ないものを陳情といいま陳情があります。議員の紹、直接市議会に要望できる 今後の市議会の日程 (予付けの締め切りについて 付けして

LI

詞 願 • 陳情 を提出する 表ま紹る

小平市ホームページ内の市議会のページをご利用ください。小平市ホームページアドレスhttp://www.city.kodaira.tokyo.jp